

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 貸付のご案内

令和8年4月  
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

この貸付事業は、児童養護施設等（※1）入退所又は里親等（※2）に委託・委託解除された方に必要な資金を貸し付けることにより、円滑な自立を支援することを目的としています。

**給付金ではなく貸付金である**ことから、就業を所定の期間継続できなかったときは、**貸付金を返還する必要があります**。

貸付申請を希望される方は、この貸付案内をお読みになり、施設担当者や里親と十分に相談のうえ申請してください。

## ◆貸付の概要

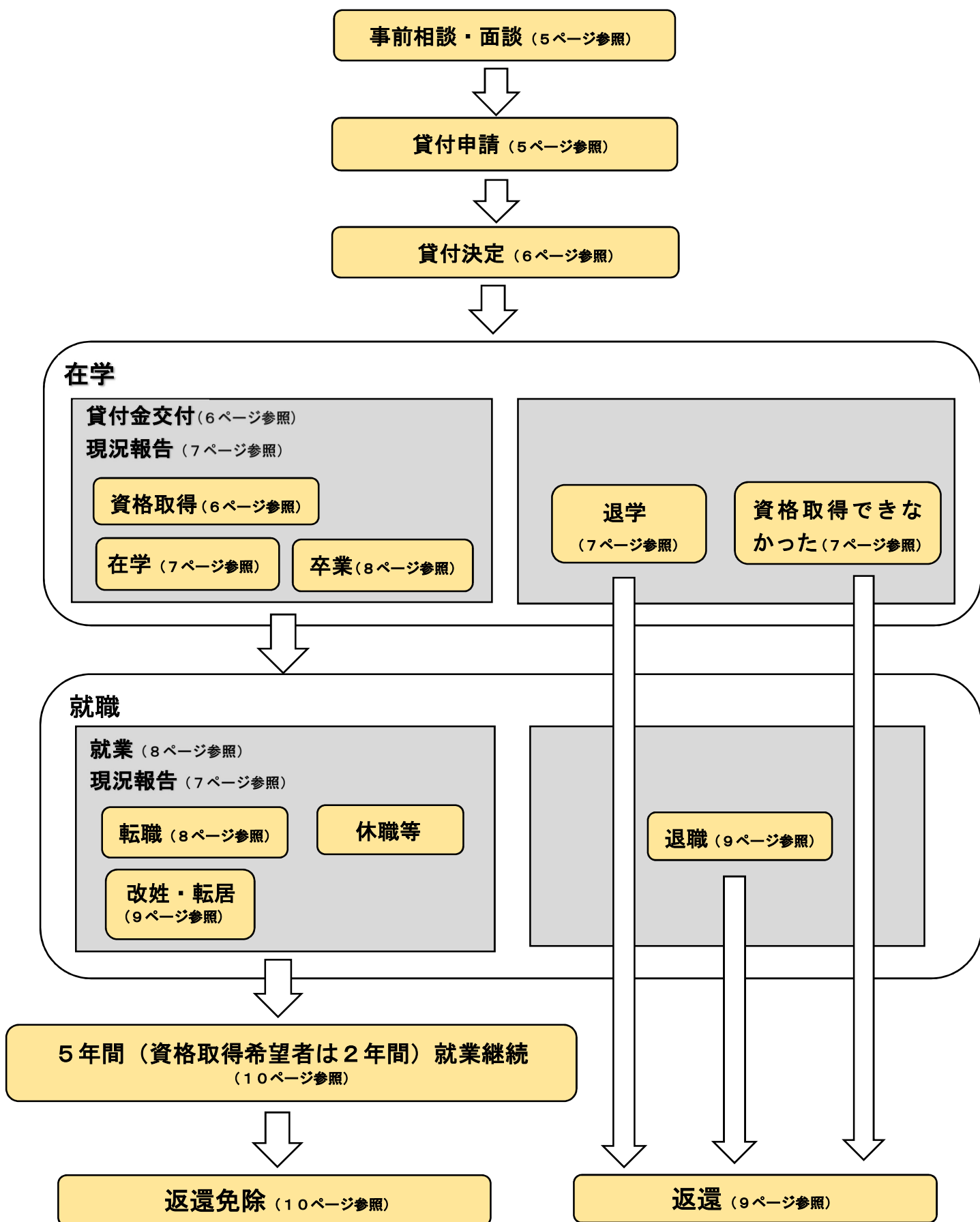
貸付対象者	進学者	就職者	資格取得希望者
貸付資金	家賃支援費		資格取得支援費
	生活支援費	—	
要件	大学等（※3）に在学	就労中	就職・就労に必要な資格取得を希望
	児童養護施設等退所・里親等委託解除後5年以内		
対象経費	家賃（管理費・共益費含む）		資格取得に要する費用
	生活費	—	
貸付期間	正規の修学期間	2年以内	—
貸付額	家賃支援費：1か月あたりの家賃自己負担額（※4）		25万円以内（※6）
	生活支援費：月5万円以内（※5）	—	
交付方法	3か月ごとの分割交付		一括交付
貸付利子	無利子。ただし、返還期限後は年3%の延滞利子が生じます。		
連帯保証人	原則1名必要。ただし、連帯保証人を立てられない事情があるときは不要。		
申請期限	随時（※7）		受講が修了するまで

貸付対象者	進学者	就職者	資格取得希望者
返 還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学等を退学したとき</li> <li>・ 大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき</li> <li>・ 就業を継続する意思がなくなったとき 等</li> </ul>	就業を継続する意思がなくなったとき 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格を取得する見込みがなくなったとき</li> <li>・ 大学等、高等学校を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき</li> <li>・ 就業を継続する意思がなくなったとき 等</li> </ul>
返 還 方 法	返還事由が生じた月の翌月から一括又は月賦による。		
返 還 期 間	20年（240回）以内		2年（24回）以内
返 還 免 除	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、5年間引き続き就業を継続したとき 等	就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき 等	就職した日、貸付を受けた日のいずれか遅い日から2年間引き続き就業を継続したとき 等

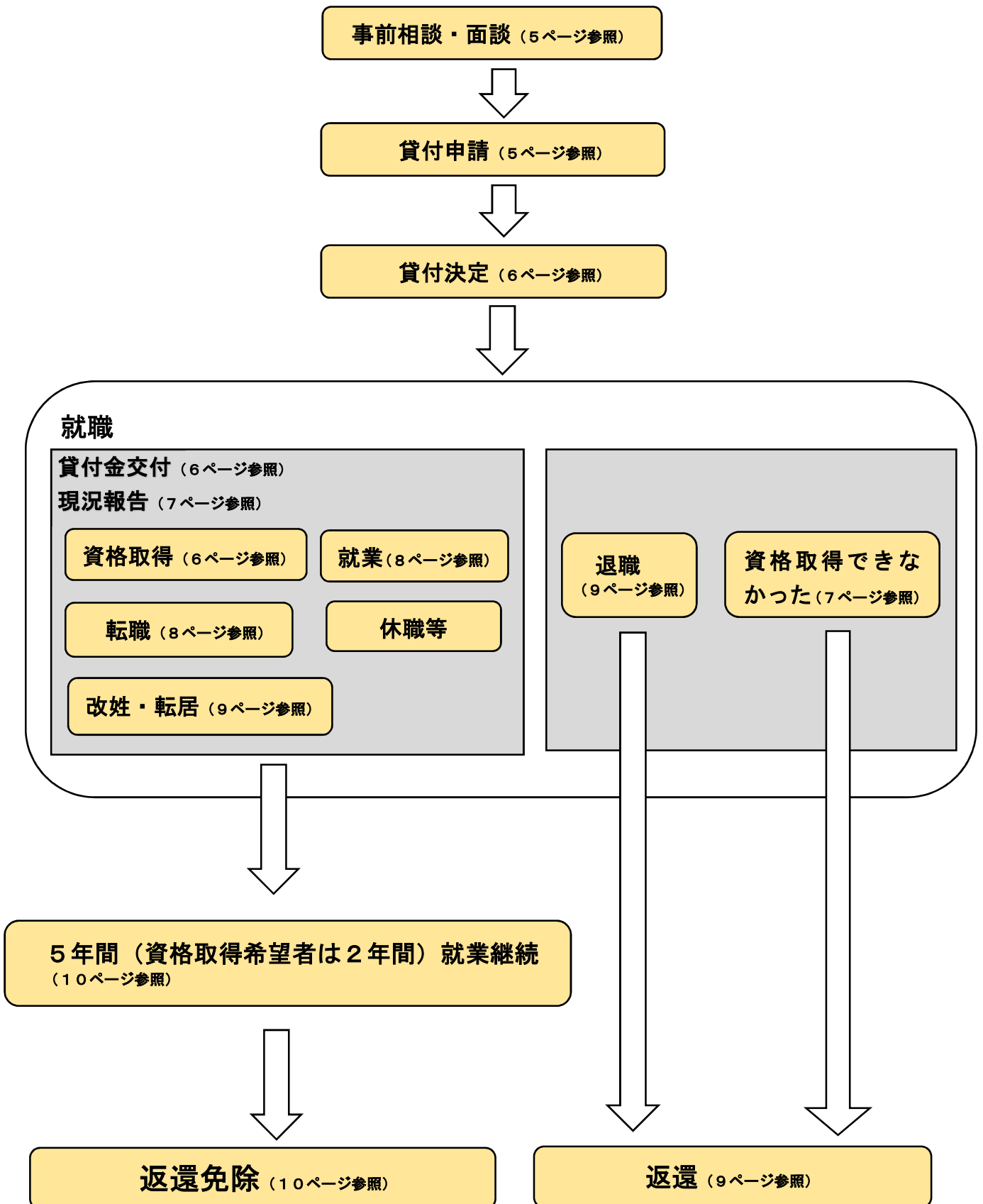
- (※1) 奈良県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所
- (※2) 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
- (※3) 学校教育法に規定する大学（大学院は除く。）、高等専門学校、専修学校
- (※4) 居住する地域の生活保護制度上の住宅扶助費を限度とします。不明な場合はお問い合わせください。
- (※5) 医療機関を定期的を受診する場合は、医療費等の自己負担額を生活支援費に加算することができます。
- (※6) 児童入所施設措置費国庫負担金における特別育成費の資格取得等特別加算費が支弁される場合は、当該加算費を控除した額とします。
- (※7) 申請日以降に発生する資金の貸付とします。遡って貸付することはできません。

# 貸付申請から返還免除までの流れ

進学者、資格取得希望者（在学者）のとき



## 就職者、資格取得希望者（就業者）のとき



## 1. 事前相談・面談

児童養護施設等入退所者は施設担当者、里親等委託・委託解除者は里親等及び児童相談所と十分にご相談ください。

申請を希望するときは、関係者同席のうえ本会にて貸付制度について詳細にご説明するとともに、将来の希望や資金計画などを確認します。

## 2. 貸付申請

児童養護施設等入退所者は施設担当者、里親委託・委託解除者等は児童相談所（里親等や里親センター担当者）が次の書類をとりまとめて提出します。

### ◆提出書類一覧

No	提出書類	様式番号	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費	備考
1	自立支援資金貸付申請書	1号-1	○	○	○	
2	医療機関受診申告書	1号-2	○			希望者のみ
3	病院等及び薬局の領収書	—	○			希望者のみ、直近3か月分
4	推薦書（児童養護施設等） 推薦書（里親等）	2号-1 2号-2	○	○	○	児童養護施設等入所・退所者 里親等委託・委託解除者
5	住民票（申請者、連帯保証人）	—	○	○	○	発行日から3か月以内、マイナンバー記載不要
6	連帯保証人の所得が確認できる書類	—	○	○	○	直近の所得証明書又は課税証明書
7	在学・就業が確認できる書類	—	○	○		【進学者】合格通知書、在学証明書等 【就職者】採用内定通知書、就業証明書等
8	家賃自己負担額が確認できる書類	—		○		賃貸借契約書、給与明細書、就業規則等
9	資格取得に要する費用が確認できる書類	—			○	領収書、申込書、請求書等
10	措置解除決定通知書のコピー	—	○	○	○	申請時に措置解除されていないときは、解除後に提出して頂きます。

※提出書類 No. 7～9 はコピー可。

【申請者が未成年者（18歳未満）であるとき】

未成年者が貸付を受けるには、親権者など法定代理人の同意が必要です。同意を得られないときでも、児童養護施設等の長又は児童相談所長の推薦書によりやむを得ない事情があると確認できるときに限り、貸付申請を受理します。その場合、申請者が成年者になったときに貸付を受けたことを追認しなければなりません。

提出書類	様式番号
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金金銭消費貸借契約に関する追認書	5号-2

### 3. 貸付金交付（初回）及び返還猶予申請

	対象者	進学者	就職者	資格取得希望者										
手 続 き	貸付決定日から1か月以内に下記書類を提出。													
提出書類	1. 借用証書（様式第5号-1） 2. 印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、発行日から3か月以内のもの） 3. 誓約書【借受人、連帯保証人】（様式第6号-1～4） 4. 振込口座届出書（様式第7号） 5. 銀行名、支店名、口座番号、名義が確認できる書類 6. 在学証明書 ※進学者、資格取得希望者のとき 就業証明書（様式第13号） ※就職者のとき 7. 自立支援資金返還猶予申請書（様式第12号）													
注 意 事 項	・貸付決定額に応じて、次の額面の収入印紙を郵便局等で購入し、貼り付け、消印してください。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>貸付決定額</th> <th>印紙税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>10万円超50万円以下</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>50万円超100万円以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超500万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・貸付申請時に在学証明書又は就業証明書を提出した場合は、改めて提出する必要はありません。				貸付決定額	印紙税額	10万円以下	200円	10万円超50万円以下	400円	50万円超100万円以下	1,000円	100万円超500万円以下	2,000円
貸付決定額	印紙税額													
10万円以下	200円													
10万円超50万円以下	400円													
50万円超100万円以下	1,000円													
100万円超500万円以下	2,000円													

## 4. 資格取得の報告

		対象者	資格取得希望者
手 続 き	資格取得後 1 か月以内に下記書類を提出。		
提 出 書 類	運転免許証のコピー等、資格を取得したことが確認できる書類。		
注 意 事 項	資格を取得できなかったときは、貸付金を返還しなければなりません。		

## 5. 現況報告及び貸付金交付（2回目以降）

		対象者	進学者	就職者	資格取得希望者		
手 続 き	3 か月ごとに下記書類を提出。						
提 出 書 類	1. 自立支援資金現況報告書（様式第 8 号） 2. 在学証明書 ※進学者のとき 給与明細書のコピー 就業証明書（様式第 13 号） ※就職者のとき						
	上記書類の提出は、次のとおりです。						
			提出月				
		対象者	提出書類	4 月	7 月	10 月	1 月
提 出 書 類	進学者 ・ 資格取得支援費 (在学者)	現況報告書	○	○	○	○	
			在学証明書	○	—	○	—
		給与明細書	○	○	○	○	
			就業証明書	○	—	—	—
	就職者 ・ 資格取得支援費 (就職者)	現況報告書	○	○	○	○	
		給与明細書	○	○	○	○	
就業証明書		○	—	—	—		
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出期限を過ぎたときは、貸付金の送金が遅くなります。</li> <li>所定の期間就業継続するまで提出します。</li> </ul>						

## 6. 退学、資格取得できなかったとき

		対象者	進学者	資格取得希望者
手 続 き	退学、資格取得できなかったときから1か月以内に下記書類を提出。			
提 出 書 類	自立支援資金返還計画申請書（様式第15号）			
注 意 事 項	退学又は資格取得できなかったと認められる月の翌月から一括又は分割（進学者は20年以内、資格取得希望者は2年以内）により貸付金を返還しなければなりません。			

## 7. 卒業・就職（進学）の報告及び返還猶予申請

		対象者	進学者	就職者	資格取得希望者
手 続 き	卒業後1か月以内に下記書類を提出。				
提 出 書 類	1. 自立支援資金返還猶予申請書（様式第12号） 2. 在学証明書 ※進学するとき 就業証明書（様式第13号） ※就職するとき 3. 卒業証明書など、卒業したことが確認できる書類				

## 8. 他の会社へ転職

		対象者	進学者	就職者	資格取得希望者
手 続 き	転職後1か月以内に下記書類を提出。				
提 出 書 類	1. 転職前に勤務していた会社の就業証明書（様式第13号） 2. 転職した会社の就業証明書（様式第13号）				
注 意 事 項	貸付金の返還を免除されるには、引き続き5年間（資格取得希望者は2年間）就業継続しなければなりません。転職までに期間が空いたときは、返還を求められる場合があります。				

## 9. 勤務先を退職

		対象者	進学者	就職者	資格取得希望者
手続	退職後、速やかに本会へ連絡し、1か月以内に下記書類を提出。				
提出書類	進学者 就職者	【一部免除、残額返還】 就業期間が貸付を受けた期間以上	1. 就業証明書（様式第13号） 2. 自立支援資金返還免除申請書（様式第14号） 3. 自立支援資金返還計画申請書（様式第15号）		
		【全額返還】 就業期間が貸付を受けた期間に満たない	自立支援資金返還計画申請書（様式第15号）		
	資格取得希望者	【一部免除、残額返還】 就業期間が1年以上	1. 就業証明書（様式第13号） 2. 自立支援資金返還免除申請書（様式第14号） 3. 自立支援資金返還計画申請書（様式第15号）		
		【全額返還】 就業期間が1年未満	自立支援資金返還計画申請書（様式第15号）		
留意事項	一部返還免除は、退職にやむを得ない事情があると本会が判断した場合に限ります。本人の責による免職や、特別な事情がない自己都合退職のときは、適用されません。				

## 10. 改姓又は転居したとき

		対象者	進学者	就職者	資格取得希望者
手続	変更後1か月以内に下記書類を提出。				
提出書類	1. 変更届（様式第11号） 2. 住民票又は運転免許証の両面コピー等、変更内容が確認できる書類				
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更内容が確認できる書類を必ず添付してください。</li> <li>・氏名、住所は、貸付金の返還が免除されるまで、様々な書類の受け渡しのために必要な情報ですので、必ず提出してください。</li> </ul>				

## 11. 5年間（資格取得希望者は2年間）引き続き就業を継続したとき

	対象者	進学者	就職者	資格取得希望者
手 続 き	本会が指定する期日までに下記書類を提出。			
提 出 書 類	自立支援資金返還免除申請書（様式第14号）			
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返還が自動的に免除されません。返還免除申請が必要です。</li> <li>・ 提出された就業証明書により、引き続き5年（資格取得希望者は2年）間就業したことを本会が確認し次第、提出をご案内します。</li> </ul>			

## 12. その他

- ・ 次の場合は速やかに本会までご連絡ください。
  1. 大学等を休学、停学、留年、又は復学するとき
  2. 貸付決定後に貸付の全額又は一部を辞退するとき
- ・ 書類を提出しないときは、貸付金の返還を求められる場合もありますので、ご注意ください。
- ・ 提出が遅れる場合は、必ず下記まで連絡してください。

奈良県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付実施要綱及び様式は、本会ホームページに掲載しております。必要に応じてダウンロードしてください。

ホームページ <https://nara-shakyo.jp/pages/159/>

### 【書類提出・連絡先】

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 生活支援課

〒634-0061

奈良県橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内

TEL 0744-29-0100

E-mail seikatsu@nara-shakyo.jp